

別紙 1

個人情報保護マネジメントシステムの運用支援コンサル
ルティング業務調達仕様書

令和7年2月28日

京都府国民健康保険団体連合会

1 委託業務名

個人情報保護マネジメントシステムの運用支援コンサルティング業務

2 委託業務

- (1) 職員研修の実施
- (2) 本会設置の委員会への出席等
- (3) 個人情報保護マネジメントシステム関連規程等の見直し支援
- (4) 内部監査の助言、支援
- (5) 保健医療福祉分野のプライバシーマーク認証更新審査に向けての支援
- (6) その他情報セキュリティに関する相談等

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 個人情報保護マネジメントシステムの運用支援コンサルティング要件

(1) 基本要件

個人情報保護マネジメントシステム及び情報セキュリティに関する見識及びノウハウを有し、本会業務に則して保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針（以下、「認定指針」という。）を踏まえた上記「2 委託業務」で示す内容を実施することができ、併せて職員等の個人情報保護及び情報セキュリティに対する意識をより高めるものであること。

(2) コンサルティング対象者

職員等約150名

(3) 各業務要件について

ア 「2 (1) 職員研修の実施」について

① 職員等約150名に対する全体研修（年1回 1.5時間程度）

- ・ 特定個人情報保護に関する説明を含むこと。
- ・ いわゆるインシデント対応（初期対応）に関する説明を含むこと。
- ・ 原則として、現地での説明とすること（リモート実施は不可）。
- ・ 欠席者に対し後日受講が可能な形で提供すること。

（現地の場合、本会において録画した研修を欠席者に視聴させる。）

- ・ 研修資料は受託事業者で準備すること（印刷・配布等は本会で実施）。

- ・研修会場は本会で準備する（四条烏丸エリアでの開催を予定）。
- ・研修資料、研修動画等は、本会のみ提供されるものか否かを問わない。
- ・開催時期、内容等の詳細については、受託事業者と本会で協議の上、決定する。

イ 「2（2）本会設置の委員会への出席等」について

- ① 本会の依頼に応じ、本会に設置する個人情報保護マネジメントシステムに関する委員会（年数回程度）の議題内容について、あらかじめ本会から送付する資料等を確認し、アドバイスを行うこと。
- ② 本会が当該委員会への出席等を依頼する場合は、対応できることが望ましい。
(過去5年間において依頼実績なし、対応時間は15分～30分程度を見込む。)

ウ 「2（3）個人情報保護マネジメントシステム関連規程等の見直し支援」について

- ① 本会に関連する個人情報保護に関する法令や厚生労働省の定める指針、認定指針の改正等の内容を迅速に把握し、適切に対応できるよう支援すること。
- ② 関連する内部規程の見直しを支援し、適切な状態を維持できるようにすること。
- ③ 内部規程等の見直しに当たり、認定指針の要求事項を満たしたひな形（規程集・様式集等）の提供が可能であることが望ましい。

エ 「2（4）内部監査の助言、支援」について

- ① 本会の個人情報保護マネジメントシステムにおける内部監査が、認定指針の要求事項を満たすよう助言、支援を行うこと。
- ② 認定指針の要求事項を満たすよう、適合状況監査を実施すること。
- ③ 運用状況監査の実施に当たり、立ち会いが可能であることが望ましい。

オ 「2（5）保健医療福祉分野のプライバシーマーク認証更新審査に向けての支援」について

- ① 申請書類の作成支援を行うこと。
- ② 本会において以下を含む現地審査リハーサルを実施すること。
 - ・トップインタビューリハーサル
 - ・現場における運用を視察し、問題点の抽出・改善等を実施すること。
- ③ その他必要な支援を行うこと。

カ 「2（6）その他情報セキュリティに関する相談等」について

個人情報保護に関する法令や指針等、情報セキュリティ、その他個人情報保護マネジメントシステムの運用等に関する一般的な事項について、本会の依頼に応じ、電子メール、電話、ZOOMによるオンライン会議等による対応を行うこと。

キ その他全般

- ① 会議への出席や対面での打合せが必要な場合は、原則、ZOOMでのオンライン会議とする（本会より招待）。
- ② 業務の実施において本会までの旅費等が必要な場合は見積金額に含めること。

5 対応時間

月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日）を除く。なお、詳細については協議に応じる。

6 秘密情報保持

受託者は本業務により知り得た情報を本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。契約終了後も同様とする。

7 その他

- (1) 運用仕様確定後に内容変更、作業追加等が発生した場合は、契約条項に基づき取扱うものとする。
- (2) 受託事業者の責による損害等の発生については、受託事業者のリスク負担とする契約とする。
- (3) 本業務の一部又は全部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。
- (4) 個人情報保護に関する契約等を締結する。